

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

加 茂 市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関 する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべ き農業経営の指標	1 1
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関 する事項	1 2
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関す る目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	1 3
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	1 4
第 6	その他	2 2
第 2 の	農業経営指標の算出根拠〔モデル経営指標のめやす〕	2 3

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 加茂市は、新潟県のほぼ中央に位置し、南東から北西に細長く県の中・下越の境をなしている。当市は北西部の平坦地域と南東部の中山間地域とに大別することができ、北西部の平坦地域は広大な蒲原平野の一角をなし、その大部分の農家は稲作を主体とした経営が中心であり、生産性の高い農業地帯を形成している。

また信濃川河川敷では、河川がもたらした肥沃な土地を利用した果樹類が栽培され、この栽培は、広くその近隣に及び、稲作との複合経営が盛んである。一方、南東部の中山間地域は、1戸当たりの経営耕地面積は小さく、稲作単一経営がほとんどである。

しかし、一部地区では稲作経営と併せた酪農経営に熱心に取り組んでいる農家も見られる。今後は、このような立地条件を生かし、稲作を中心とした経営を推進しながら、高収益性のある果樹品種や地域に適した園芸作物等の導入により、複合経営の充実を図り安定生産・安定収入による農業の発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 近年、農業・農村を取り巻く環境は、農業者の高齢化と減少による生産構造の脆弱化、遊休農地の発生、多発する自然災害や資材等の価格高騰、新型コロナウイルス感染症などによる影響、国を挙げたDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、持続可能な開発目標（SDGs）や食料安全保障に対する関心の高まり等により、大きく変化している。

- 3 加茂市においても、総農家数、販売農家数とも年々減少し、農業就業者の高齢化の進行や担い手の不足などにより、農業生産体制の脆弱化や地域コミュニティの衰退が進む地域の発生が懸念されているところである。

- 4 このような状況変化に対応するため、認定農業者の育成や農業経営の組織化・法人化、担い手への農地集積・集約化を、地域計画の話合い等を通じた地域の合意形成を図りながら進めるとともに、経営の体質強化に向けて、需要に応じた米生産、園芸作物の導入や生産の拡大、他産業と連携した6次産業化、輸出やブランド化等による付加価値向上の取組などを進める。

特に、中山間地域等、大規模農家の確保が困難な地域においては、継続的な営農体制の実現に向け、兼業農家や小規模農家、高齢農家等、多様な人材が多様な働き方で役割を發揮できる体制作りを進める。

- 5 地域農業の核となる経営体の育成に当たっては、主たる従事者が他産業並の労働時間（主たる農業従事者1人当たりの年間労働時間：1,800～2,000時間程度）で、他産業従事者と遜色のない所得（主たる農業従事者1人当たり年間農業所得：平場地域400万円程度、中山間地350万円程度）を目指すことを基本とし、これら経営体が加茂市の農業生産の大宗を担う農業構造を確立することを目標とする。

- 6 加茂市は、将来の加茂市の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

第1に、加茂市は、農業協同組合、農業委員会、農業普及指導センター等が十分なる相互の

連携の下で濃密な指導を行うための体制をとることにより、集落段階における農業の将来展望について、話し合いを促進する。

第2に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地中間管理事業を核とした農地集積・集約化活動を一層推進するため、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、出し手受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

今後遊休農地となるおそれがある農地で、農業上の利用を図る農地であるものについては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体（以下「認定新規就農者」という。）への農地集積・集約化を図るなど、遊休農地の発生防止に努める。

第3に、生産組織については、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図る。

第4に、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落段階での話し合いの場へ参加を呼びかける等、積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

また、法第12条の農業経営改善計画の認定制度及び法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 7 加茂市は、農業委員会、農業協同組合、農業普及指導センター等と連携して、認定農業者及び認定新規就農者又は今後認定を受けようとする農業者若しくは組織経営体を対象に経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる発展に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を行う。

- 8 加茂市の令和4年の新規就農者は2人であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である米や果樹の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくためには、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

この状況を踏まえ、加茂市では青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や新潟県の定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標280人を踏まえ、加茂市においては年間3人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で3経営体増加させる。

加茂市及び周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（第1の4に示す主たる農業従事者1人当たり年間所得）を概ね確保することを目標とする。ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあっては、経営開始時の経営リスクが大きいため、主

たる従事者1人当たり年間所得の概ね5割を目標とする。

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業協同組合や農業普及指導センター等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、加茂市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(農業経営の指標の例)

【個別経営体】(所得目標：平場地域 600 万円程度、中山間地 500 万円程度)

(主たる従事者 1 人当たり所得目標：平場地域 400 万円程度、中山間地 350 万円程度)

中山間地：七谷地区、猿毛、小貫、乳倉子、駒岡、元狭口、芦ノ出、山崎、大袋、上・下八幡、本地上条、長福寺、桜沢

平場地域：上記以外の各集落

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
I ① 水稲 単一	<作付面積> 水稲 12.0 ha 主食用米 6.2 ha 新規需要米 1.0 ha 加工用米 4.8 ha <経営面積> 12.0 ha 自作地 5.0 ha 借入地 7.0 ha	<資本装備> トラクター(42Ps) 1台 ロータリー 1台 田植機(乗用8条) 1台 播種機 1台 コンバイン(4条) 1台 動力散布機 1台 トラック 1台 乾燥機 1式 調製計量機 1式 格納庫兼作業場 1棟 パイプハウス 2棟 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・機械、施設の効率利用 ・需要に応じた生産体制の確立 ・稲わらの有効利用 ・適正共同防除の推進 ・品種構成の適正化 ・水田は2ha程度に集団化 ・転作の一部は集落等の互助制度を中心に対応 ・直接販売の取組	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・社会保険等の加入
	② 水稲 単一 (中山間地)	<作付面積> 水稲 9.0 ha 主食用米 5.0 ha 新規需要米 1.0 ha 加工用米 3.0 ha <経営面積> 9.0 ha 自作地 4.0 ha 借入地 5.0 ha		

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
Ⅱ	<作付面積>	<資本装備>		
水稲	水稲 6.0 ha	トラクター(35Ps) 1台	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・機械、施設の効率利用 ・需要に応じた生産体制の確立 ・稲わらの有効利用 ・適正共同防除の推進 ・品種構成の適正化 ・水田は2ha程度に集団化 ・転作の一部は集落等の互助制度を中心に対応 ・直接販売の取組 ・野菜のブランド化の確立 ・系統共販率の向上と産直方式採用による柔軟な流通システムづくり ・付加価値の増大(加工、販売等の研究) ・畑は2団地程度に集団化 ・作期を分散させた品目の選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・社会保険等の加入
+	主食用米 5.0 ha	ロータリー 1台		
露地	新規需要米 1.0 ha	田植機(乗用6条) 1台		
野菜	露地野菜 4.0 ha	播種機 1台		
	えだまめ 3.0 ha	コンバイン(3条) 1台		
	さといも 0.5 ha	動力散布機 1台		
	ねぎ 0.5 ha	トラック 1台		
		乾燥機 1式		
	<経営面積>10.0 ha	調製計量機 1式		
	自作地 7.0 ha	格納庫兼作業場 1棟		
	借入地 3.0 ha	パイプハウス 1棟		
		管理機 1台		
		定植機 1台		
		ブロードキャスター 1台		
		マニュアルプレッダー 1台		
		畦立てマルチャー 1台		
		堆肥盤 1式		
		他		

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
Ⅲ	<作付面積>	<資本装備>		
水稻	水稻 6.0 ha	トラクター(35Ps) 1台	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・機械、施設の効率利用 ・需要に応じた生産体制の確立 ・稲わらの有効利用 ・適正共同防除の推進 ・品種構成の適正化 ・水田は2ha程度に集団化 ・転作の一部は集落等の互助制度を中心に対応 ・直接販売の取組 ・野菜のブランド化の確立 ・系統共販率の向上と産直方式採用による柔軟な流通システムづくり ・付加価値の増大(加工、販売等の研究) ・契約栽培の取組 ・畑は2団地程度に集団化 ・作期を分散させた品目の選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・社会保険等の加入
+	主食用米 3.0 ha	ロータリー 1台		
施設	新規需要米 3.0 ha	田植機(乗用6条) 1台		
野菜	施設野菜 0.6 ha	播種機 1台		
	きゅうり 0.4 ha	コンバイン(3条) 1台		
	トマト 0.2 ha	動力散布機 1台		
		トラック 1台		
	<経営面積> 6.6 ha	乾燥機 1式		
	自作地 3.6 ha	調製計量機 1式		
	借入地 3.0 ha	格納庫兼作業場 1棟		
		パイプハウス 1棟		
		動力噴霧機 1台		
		管理機 1台		
		鉄骨ハウス 1棟		
		暖房機 1台		
		他		

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
IV 水稲 + 果樹	<作付面積> 水稲 2.0 ha 主食用米 2.0 ha 果樹 0.9 ha 日本なし 0.6 ha 西洋なし 0.3 ha <経営面積> 2.9 ha 自作地 2.9 ha	<資本装備> トラクター(25Ps) 1台 ロータリー 1台 田植機(乗用4条) 1台 播種機 1台 コンバイン(2条) 1台 動力散布機 1台 トラック 1台 乾燥機 1式 調製計量機 1式 格納庫兼作業場 1棟 パイプハウス 1棟 ミニバックホー 1台 スピードスプレーヤー1台 ブロードキャスター 1台 マニユアスプレッダー1台 ロータリーモア 1台 果樹棚 1式 灌水施設 1式 堆肥盤 1式 防風施設 1式 他	・複式簿記記帳の実 施により経営と家計 との分離を図る ・青色申告の実施 ・機械、施設の効率 利用 ・需要に応じた生産 体制の確立 ・稲わらの有効利用 ・適正共同防除の推 進 ・品種構成の適正化 ・先導技術の積極的 普及 ・水田は1ha程度に 集団化 ・直接販売の取組 ・共販体制の確立に よる生産拡大 ・地場産業との連携 による流通ルートの 開拓 ・付加価値の増大 (加工、販売等の研 究) ・作期を分散させた 品目の選定 ・樹園地は2～3団 地程度に集団化	・家族経営協定の 締結に基づく給料 制、休日制の導入 ・施設に係る軽作 業について臨時雇 用従事者の確保 ・社会保険等の加 入

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
V 果樹 単一	<p><作付面積></p> <p>果樹 1.5 ha</p> <p>日本なし 1.0 ha</p> <p>西洋なし 0.3 ha</p> <p>もも 0.2 ha</p> <p><経営面積> 1.5 ha</p> <p>自作地 1.5 ha</p>	<p><資本装備></p> <p>トラクター(25Ps) 1台</p> <p>ロータリー 1台</p> <p>トラック 1台</p> <p>格納庫兼作業場 1棟</p> <p>ミニバックホー 1台</p> <p>スピードスプレーヤー1台</p> <p>ブロードキャスター 1台</p> <p>マニユアスプレッダー1台</p> <p>ロータリーモア 1台</p> <p>果樹棚 1式</p> <p>灌水施設 1式</p> <p>堆肥盤 1式</p> <p>防風施設 1式</p> <p>他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・機械、施設の効率利用 ・需要に応じた生産体制の確立 ・稲わらの有効利用 ・適正共同防除の推進 ・品種構成の適正化 ・先導技術の積極的普及 ・共販体制の確立による生産拡大 ・地場産業との連携による流通ルートの開拓 ・付加価値の増大(加工、販売等の研究) ・直接販売の取組 ・作期を分散させた品目の選定 ・樹園地は2～3団地程度に集団化 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設に係る軽作業について臨時雇用従事者の確保 ・社会保険等の加入

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
VI 水稲 + 露地 野菜 + 果樹 (中山 間地)	<作付面積> 水稲 6.0 ha 主食用米 3.0 ha 新規需要米 3.0 ha 露地野菜 1.0 ha さといも 1.0 ha 果樹 0.5 ha 栗 0.5 ha <経営面積> 8.5 ha 自作地 5.5 ha 借入地 3.0 ha	<資本装備> トラクター(35Ps) 1台 ロータリー 1台 田植機(乗用6条) 1台 播種機 1台 コンバイン(3条) 1台 動力散布機 1台 管理機 1台 トラック 1台 乾燥機 1式 調製計量機 1式 格納庫兼作業場 1棟 パイプハウス 1棟 ミニバックホー 1台 動力噴霧機 1台 選果機 1台 他	・複式簿記記帳の実 施により経営と家計 との分離を図る ・機械、施設の効率 利用 ・土づくりの励行 ・品種構成の適正化 需要に応じた品目導 入 ・生産技術の高位平 準化 ・直接販売の取組	・家族経営協定の 締結に基づく給料 制、休日制の導入 ・施設に係る軽作 業について臨時雇 用従事者の確保 ・社会保険等の加 入

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
Ⅶ 水稲 + 酪農 (中山 間地)	<作付面積> 水稲 5.0 ha 主食用米 3.0 ha 新規需要米 2.0 ha 酪農 乳牛 60 頭 <経営面積> 5.0 ha 自作地 2.0 ha 借入地 3.0 ha	<資本装備> トラクター(25Ps) 1台 ロータリー 1台 田植機(乗用4条) 1台 播種機 1台 コンバイン(3条) 1台 動力散布機 1台 トラック 1台 乾燥機 1式 調製計量機 1式 格納庫兼作業場 1棟 パイプハウス 1棟 ミルカー 1式 バルククーラー 1台 バーンクリーナー 1式 送風機 1台 成牛舎 1棟 育成牛舎 1棟 尿溜 1基 堆肥舎 1棟 格納庫 1棟 自動給餌システム 1式 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・機械、施設の効率利用 ・需要に応じた生産体制の確立 ・耕畜連携による飼料自給率向上と土づくり ・適正共同防除の推進 ・品種構成の適正化 ・水田は1ha程度に集団化 ・優良素牛の計画的導入と育成 ・先導飼養管理技術の普及 ・自衛防疫、施設の衛生対策の強化	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパー制度活用による労働ピークの軽減 ・社会保険等の加入

【組織経営体】（所得目標：2,400万円程度）

（主たる従事者1人当たり所得目標：400万円程度）

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
I 水稻 単一 (主た る従事 者4人 、補助 従事者 4人)	<作付面積> 水稻 50.0 ha 主食用米 25.0 ha 新規需要米 25.0 ha <経営面積>50.0 ha 借入地 50.0 ha	<資本装備> トラクター(54Ps) 1台 トラクター(35Ps) 1台 ロータリー 2台 田植機(乗用8条) 1台 田植機(乗用6条) 1台 コンバイン(6条) 1台 コンバイン(4条) 1台 畦塗機 1台 播種機 1台 催芽機 1台 動力散布機 1台 トラック 3台 乾燥機 4台 調製計量機 1式 育苗灌水施設 1式 格納庫兼作業場 1棟 パイプハウス 5棟 ミニライスセンター 1棟 ドローン 1台 他	・法人に準じた経理 で財務及び労務管理 を明確にする	・経営の法人化 (特定農業法人) ・各種社会保障制 度の活用

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

- 1 農業者経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する営農の類型ごとの農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始5年後の農業経営目標は概ね第2に定める農業経営の基本的指標の規模とする。
- 2 新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあたっては、経営開始時の経営リスクが大きいため、第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標の概ね5割を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

加茂市の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本市農業が持続的に発展していくためには、生産性及び収益性が高く、効率的かつ安定的な経営を行う農業経営体を育成するとともに、新規就農者などの次世代を担う人材や、中小・家族経営などの多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。

このため、基本構想第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」に即して、認定農業者や認定新規就農者等の地域農業の核となる担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、将来展望を持って経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業法人へ就農）しようとする青年等について、市内で安心して就農し定着することが出来るよう、相談への対応や情報の提供など、関係機関と連携して支援を行う。

さらに、中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施するとともに、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供等のサポートを行う。

2 加茂市が主体的に行う取組

加茂市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、必要となる農用地等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

加茂市は、新潟県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、就農等希望者への情報提供や相談対応、就農後の定着に向けたサポート等を行う。

農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

加茂市は、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、新潟県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、加茂市の区域内において後継者がいない場合は、新潟県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を次のとおり設定して推進する。

また、農用地の集約化については、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理機構を活用しながら、新潟県、加茂市、農業委員会が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。

◆効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

項目	目標	目標年度
農地利用集積	○担い手への集積 耕地面積の90%程度 ＜農地面積目標 1,530ha程度＞	令和5年

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

新潟県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関と連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

また、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、省力栽培による保全等の取組を進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

加茂市は、新潟県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項に定められた方向に即しつつ、加茂市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業基盤強化促進事業として積極的に取り組む。

加茂市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事項を行う。

- ① 協議の場の設置の方法、地域計画の区域の基準等に関する事項
- ② 農用地利用改善事業の促進に関する事項
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、個別事業ごとに述べる。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準 その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻、果樹等の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、加茂市の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、案内文書の配布で周知を図る。参加者については、農業者、市職員、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合職員、土地改良区職員、県職員、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全を図る。

また、加茂市は、地域計画の策定に当たって、新潟県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

地域計画が策定されるまでの間は、利用権設定等促進事業を継続するものとし、以下のとおり行うものとする。

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める賃借権又は使用貸借による権利を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作

又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ロ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいることとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、同法第11条の50第1項第1号に規定する農業経営を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、法第7条に規定する農地中間管理事業の特例事業を行う農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後に

において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 加茂市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 加茂市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 加茂市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
- ② 加茂市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため、必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 加茂市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 加茂市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、加茂市に農地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 加茂市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出るものとする。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。
- (6) 農用地利用集積計画の作成
- ① 加茂市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 加茂市は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、加茂市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 加茂市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。
- (7) 農用地利用集積計画の内容
- 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
 なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- ⑦ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書と参考資料（法人である場合には定款の写しを含む）を加茂市長

に報告する旨

ア ①に規定する氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす影響

オ 地域の農業における他の農業者との役割分担

カ ①に規定する者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち、耕作又は養畜の事業に従事常時する者の役職名及び氏名並びに耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

⑧ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が撤退した場合の混乱を防止するための次の事項

ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

イ 原状回復の費用の負担者

ウ 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置

エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

オ その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑨ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

加茂市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

加茂市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑧までに掲げる事項を加茂市の掲示場への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

加茂市が、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

加茂市は、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 加茂市は、法第19条の公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者に対し、以下のいずれかに該当するときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告するこ

とができるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき

- ② 加茂市は、以下のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき

イ ①の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき

- ③ 加茂市は、②の取消しをした時は、農用地利用集積計画のうち法第18条第2項第6号に規定する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を加茂市の公報に掲載すること等により行う。

- ④ なお、③の規定による公告があったときは、②の取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなされる。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等の働きかけ等を行う。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

加茂市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を加茂市に提出して、農用地利用規程について加茂市の認定を受けることができる。

② 加茂市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 加茂市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を加茂市の掲示場への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であることと見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 加茂市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施地区内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該地区内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 加茂市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 加茂市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、加茂市は、農作業の受委託について次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成7年3月31日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成13年8月31日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成16年7月8日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成22年6月9日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 7 この基本構想は、令和3年9月30日から施行する。
- 8 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

モデル経営指標のめやす

【個別経営体】

1 年間所得	平場地域600万円程度	中山間地500万円程度
2 農業従事者	2人(主たる従事者1人 補助従事者1人)	
3 年間労働時間	1人 1,800~2,000時間程度	
4 営農類型		
(I) 水稲単一		
①平場地域		
経営面積	12.0ha (自作地5.0ha・借入地7.0ha)	
水稲	12.0ha	
	コシヒカリ	一般 280a 540kg/10a (9.0俵)
		直売 100a 540kg/10a (9.0俵)
		輸出 100a 540kg/10a (9.0俵)
	新之助	一般 120a 540kg/10a (9.0俵)
		直売 120a 540kg/10a (9.0俵)
	ゆきん子舞	加工 480a 660kg/10a (11.0俵)
②中山間地		
経営面積	9.0ha (自作地3.0ha・借入地6.0ha)	
水稲	9.0ha	
	コシヒカリ	一般 100a 480kg/10a (8.0俵)
		直売 400a 480kg/10a (8.0俵)
		輸出 100a 480kg/10a (8.0俵)
	ゆきん子舞	加工 300a 570kg/10a (9.5俵)
(II) 水稲+露地野菜		
経営面積	10.0ha (自作地7.0ha・借入地3.0ha)	
水稲	6.0ha	
	コシヒカリ	一般 300a 540kg/10a (9.0俵)
		直売 200a 540kg/10a (9.0俵)
		輸出 100a 540kg/10a (9.0俵)
露地野菜	4.0ha	
	えだまめ	300a 350kg/10a
	さといも	50a 2,000kg/10a
	ねぎ	50a 3,300kg/10a
(III) 水稲+施設野菜		
経営面積	6.6ha (自作地7.0ha・借入地3.0ha)	
水稲	6.0ha	
	コシヒカリ	一般 200a 540kg/10a (9.0俵)
		直売 100a 540kg/10a (9.0俵)
		輸出 300a 540kg/10a (9.0俵)
施設野菜	0.6ha	
	きゅうり	抑制 40a 5,500kg/10a
	トマト	半促成 20a 13,000kg/10a

(IV) 水稲+果樹

経営面積	2.9ha	(自作地2.9ha)		
水 稲	2.0ha			
	コシヒカリ	一般	200a	540kg/10a (9.0俵)
果 樹	0.9ha			
	日本なし	幸水	20a	3,150kg/10a
		豊水	20a	3,600kg/10a
		新高	20a	3,600kg/10a
	西洋なし	ルレクチエ	30a	3,000kg/10a

(V) 果樹単一

経営面積	1.5ha	(自作地1.5ha)		
果 樹	1.5ha			
	日本なし	幸水	40a	3,150kg/10a
		豊水	30a	3,600kg/10a
		新高	30a	3,600kg/10a
	西洋なし	ルレクチエ	30a	3,000kg/10a
	も も	日の出	20a	3,000kg/10a

(VI) 水稲+露地野菜+果樹 (中山間地)

経営面積	8.5ha	(自作地5.5ha・借入地3.0ha)		
水 稲	7.0ha			
	コシヒカリ	一般	100a	480kg/10a (8.0俵)
		直売	300a	480kg/10a (8.0俵)
		輸出	300a	480kg/10a (8.0俵)
露地野菜	1.0ha			
	さといも		100a	2,000kg/10a
果 樹	0.5ha			
	栗		50a	300kg/10a

(VII) 水稲+酪農 (中山間地)

経営面積	5.0ha	(自作地2.0ha・借入地3.0ha)		
水 稲	5.0ha			
	コシヒカリ	一般	200a	480kg/10a (8.0俵)
		直売	100a	480kg/10a (8.0俵)
		輸出	200a	480kg/10a (8.0俵)
酪 農				
	経産牛		40頭	9,000kg/頭
	子牛		20頭	

【組織経営体】

1 年間所得	主たる従事者1人 400万円程度		
2 農業従事者	主たる従事者4人 補助従事者4人		
3 年間労働時間	1人 1,800~2,000時間程度		
4 営農類型			
(I) 水稲単一			
経営面積	50.0ha (借入地50.0ha)		
水 稲	50.0ha		
コシヒカリ	一般	200a	540kg/10a (9.0俵)
	直売	300a	540kg/10a (9.0俵)
	輸出	1,000a	540kg/10a (9.0俵)
新之助	一般	700a	540kg/10a (9.0俵)
	直売	300a	540kg/10a (9.0俵)
こしいぶき	一般	600a	540kg/10a (9.0俵)
	直売	400a	540kg/10a (9.0俵)
新潟次郎	飼料	480a	680kg/10a (11.3俵)

※ 各営農類型の作付品目・品種割合は、目標所得を実現するための一つのめやすである。